

お気軽にご相談下さい 06-7163-9225



〒543-0028 大阪市天王寺区小橋町12-2 ホワイトレジデンス1101号

e-mail: fp.uchimiya@gmail.com

携帯電話:090-9803-7479

内宮慶之FP事務所

FP Topics =知っておきたい災害時の救済制度= 2023年1月号

=One's impressions=

寒い日が続きます。体調管理等くれぐれもご自愛く ださい。さて、今月は災害時に役立つ諸制度につい て特集してみたいと思います。

我が国日本は、地震や台風など災害が多い国です。 最近では線状降水帯等の集中豪雨による土砂災害も 多く発生しており、不測の事態は文字通り予測不能 です。罹災してしまった際、役立つ制度を確認して おきたいものです。

=罹災証明書を申請する=

不運にも罹災してしまった場合、必ず罹災証明書を 申請しておく必要があります。

公的支援金や災害義援金などを受給する場合、税金 の減免や融資を受ける場合に必要となります。

罹災証明書は災害による住居等の被害の程度を証明 する書面であり、その申請窓口は市区町村です。

申請には本人確認書類(マイナンバーや運転免許証 等)が必要となりますが、住居等の被害状況をス マートフォン等で記録しておくことも重要です。

罹災証明書により証明される被害程度の区分は、次 の6つの区分に分類されています。 出典:内閣府HP

被害の程度と損害基準判定

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊
50% 以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※損害基準判定は、住居の主要な構成要素の経済的被害の住居 全体に占める損害の割合。





=住宅の応急修理=

罹災後、できるだけ早期に修理をしたいものです。 その際、利用できる制度が災害救助法に基づく『住 宅の応急修理制度』です。

この制度は、都道府県または市区町村が業者に修理 を委託し、修理代金は直接業者に支払われる仕組み となっています。

被災者が自ら部材等を購入して修理等した場合は、 この制度の対象とはならないので、気を付ける必要 があります。

住宅の応急修理制度(災害救助法)

出典:内閣府HP

対象となる要件

- ▶ 災害により大規模半壊・中規模半壊・半壊または準 半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことがで きない状況にあること。(その他一定の条件あり)
- ▶ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を 要しなくなると見込まれること。
- ▶ 応急仮設住宅(民間借り上げ住宅を含む)公営住宅 を利用しないこと。(一時的な避難場所として公営 住宅を利用している場合は除かれる)

- ▶ 被災した住宅の屋根、台所、トイレ等日常生活に必 要な最小限度の部分を応急的に修理する。
 - ※地震等が原因で家電製品が損傷した場合は対象とならない。

修理限度額と期間

- ▶ 一世帯当たり59万5,000円が限度
- ▶ 準半壊の場合は30万円が限度
- ※災害発生の日から3か月以内(国の災害対策本部が設置された災害 については6か月以内)に完了すること。

=住宅の補修・建設・購入=

被害の程度が全壊・大規模半壊である場合。やむを 得ず住宅を解体する場合。また、長期間の避難が必 要な場合等においては、被災者生活再建支援法によ る『被災者生活再建支援制度』に基づき基礎支援金 が支給されます。

住宅の補修や建設等を行う場合にも、加算支援金が 支給されます。なお、当該支援金の使途は限定され ていないので、必ずしも住宅の再建等に使う必要は ないということです。また、一定の条件の基に『災 害復興住宅融資』を受けることも可能です。

対象被災世帯

- 1. 住宅が全壊した世帯
- 2. 住宅が半壊又はやむを得ず解体した世帯
- 3. 居住不能な状況が継続し長期避難している世帯
- 4. 住宅が半壊し、大規模な補修が必要な世帯
- 5. 住宅が半壊し、相当規模の補修が必要な世帯

支援金支給額

(単位:万円)

出典:内閣府HP

	基礎支援金	加算支援金	加算支援金	
4 0 1=	100	建設・購入	200	300
│ 1 全壊 │ 2 解体		補修	100	200
3長期避難		賃貸 (公営除く)	50	150
	50	建設・購入	200	250
 4 大規模半壊		補修	100	150
		賃貸 (公営除く)	50	100
	_	建設・購入	100	100
 5 中規模半壊		補修	50	50
		賃貸 (公営除く)	25	25

※世帯の人数が1人の場合は3/4の額となる。

申請期間

- ✓ 基礎支援金⇒原則、災害発生日から13ヶ月以内
- ✔ 加算支援金⇒原則、災害発生日から37ヶ月以内

その他の支援制度

	制度等	問い合わせ先		
死亡	災害弔慰金	市区町村		
障害	災害障害見舞金	市区町村		
生活資金	生活福祉資金	社会福祉協議会		





~今月の山便り~

暢気に快適な尾根道をとことこ歩いていました。 日差しは暖かく、冷えた身体が陽気を吸収している ようです。晩秋の山1,600mの高度で、一晩中雨に降 られながら寝ていたのですから・・・ 体温が徐々に上昇してくるのを感じていました。

時折、美しい紅葉の名残りを見かけます。大峯の紅葉時期は比較的早く、見頃の時期はさぞかし美しいんだろうなーと想像を巡らせます。しかし、見頃を過ぎた紅葉は、どこか寂しさを感じます。

昨夜の野営地で遭遇した、真紅の広葉樹の映像がふと浮かびあがりました。真っ暗な谷底の入り口、まるでスポットライトを浴びているように、スッと立っていたあの広葉樹です。歩きながらブルっと身震いし、あーー行かなくてよかったーと独り言ちました。

弥山小屋直下はしばらく急登が続きます。その急登 直前、聖宝ノ宿跡を通過します。ここには聖宝理源 大師が鎮座されています。役ノ行者没後、百数十年 の後に修験道の教儀を確立されたそうです。

大峯山奥の院、小篠ノ宿で修業を重ねられた高僧で す。修験道中興の祖とされており、京都の醍醐山に 醍醐寺を開創されたそうです。

無事に(何事も無かったわけではないのですが)ここまでたどり着けたことに感謝し、しばらくのあいだ、額ずくほどに拝礼していました。

このときはまだ知らなかったのですが、聖宝理源大師は、あの神秘的な小篠ノ宿で修業を重ねられた方だったのです。昨日、山上ヶ岳の裏行場から生還した直後にたどり着いた、あの清冽な霊気に満ちた行場(第六十六番靡)です。

